

子育て世帯の生活を支援するために 一時金を支給します！



令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金

「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金」は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当(本則給付)を受給する世帯(0歳～中学生のいる世帯)に対する臨時特別の給付金(一時金)です。

■支給対象者

令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当を受給している方です。

※令和2年4月分の特例給付の受給者は支給対象者になりません。

※特例給付の受給者とは、平成30年の所得が児童手当の所得制限限度額以上である方(児童1人当たり月額一律5,000円が支給される方)をいいます。

■対象児童

支給対象者の令和2年4月分の児童手当の対象となる児童です。

※3月31日までに生まれた児童が対象です。

※上記のほか、同年3月分の児童手当の対象となっている児童であれば、4月から新高校1年生となっている場合等も対象となります。

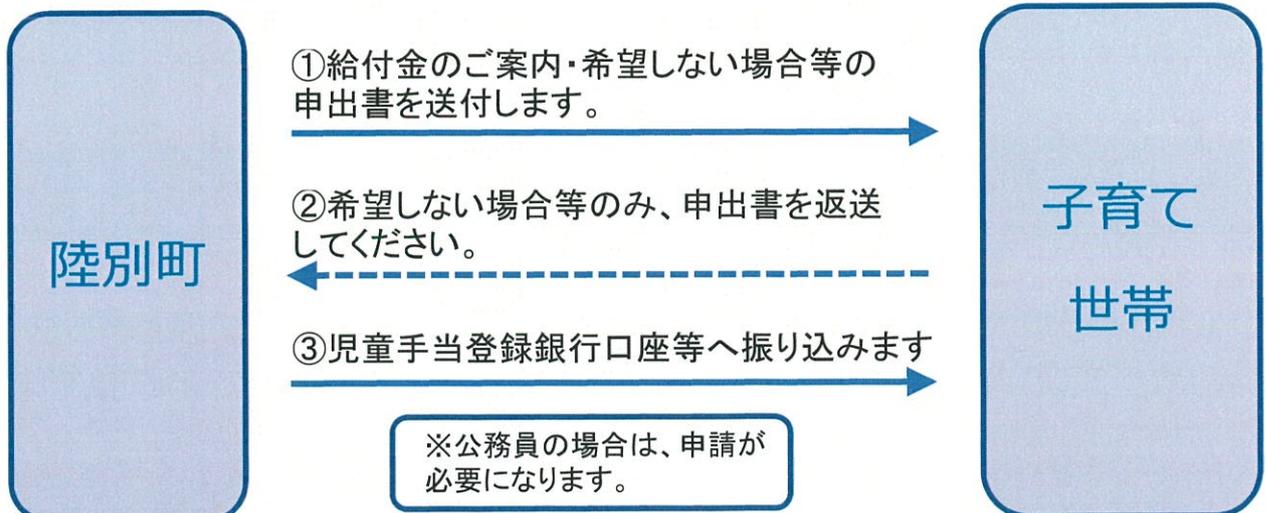
■支給額

対象児童1人につき10,000円

公務員以外の世帯の場合

■申請方法

支給を受けるにあたって、改めて申請は不要です。



■給付金の受取方法

令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当(本則給付)を受給している口座に振り込みます。

- ※児童手当の支給日に併せて振り込む予定です。
- ※希望しない場合等は、申出書を返送するか、窓口まで持参してください。



【ご注意ください】

※児童手当の支給に当たって指定していた口座等を解約等しており、給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合は、児童手当の振込指定口座の変更手続等をお願いします。

※上記につきましては、指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、子育て世帯への臨時特別給付金が支給されませんので、必ずご対応をお願いします。

※当該口座の変更等に支障がある場合には、町民課 戸籍・住民担当までお問い合わせください。

公務員の世帯の場合

■申請方法

公務員については、申請が必要になります。

所属庁から児童手当の受給証明を受けた後、速やかに申請してください。

- ※制度の案内、申請書等については所属庁から対象者に送付されます。
- ※申請をするためには、申請書の「公務員児童手当受給状況証明欄」に所属庁の証明が必要ですので、申請書に必要事項を記載し、所属庁の証明を受けた上で、申請してください。

■申請先

令和2年3月31日時点で住民票のある市区町村

※住民票の住所が陸別町の方は、陸別町役場 町民課 戸籍・住民担当へ申請してください。

■申請期間

受付期間は6月から9月までです。

■提出書類

①申請書

※所属庁の受給証明のある申請書を陸別町に提出してください。

②振込口座が確認できる書類

※金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)がわかる通帳やキャッシュカードの写し



■給付金の受取方法

申請書に記載された児童手当振込口座等の指定の金融機関口座に入金されます。

【ご注意ください】

・原則として、申請期間外の申請や、申請先市区町村と異なる市区町村への申請は、受け付けられませんのでご注意ください。



お問い合わせ

陸別町役場 町民課 戸籍・住民担当

☎ 27-2141



子育て世帯への臨時特別給付金に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。